

|  |              |                        |             |            |         |
|--|--------------|------------------------|-------------|------------|---------|
| 2011-B   |              |                        |             |            |         |
| 拠出金・基金の名称:   |              | 国際移住機関拠出金(第三国定住難民支援関係) |             |            |         |
| 種 別  |              | イヤーマーク      ノン・イヤーマーク  |             |            |         |
| 拠出先の国際機関名: 国際移住機関(IOM)   |              |                        |             |            |         |
| 【所管官庁担当局課・室名】: 外務省 総合外交政策局 人権人道課   |              |                        |             |            |         |
| 【当該任意拠出金の目的・用途等】<br>第三国定住によりパイロットケースとして受け入れるミャンマー難民に対する出国前の支援。   |              |                        |             |            |         |
| 最近3年間の我が国支払額及びODA率   |              |                        |             |            |         |
| 単 位  | 邦 貨<br>(千 円) | 外貨1<br>(千ドル)           | 外貨2<br>(千 ) | レ ー ト      | ODA率(%) |
| 平成23年度   | 18,993       | 213                    | -           | 1米ドル = 89円 | 0       |
| 平成22年度   | 20,060       | 213                    | -           | 1米ドル = 94円 | 0       |
| 平成21年度   | -            | -                      | -           | -          | -       |
| 【当該任意拠出金等の意義、成果等に関する我が国としての評価】   |              |                        |             |            |         |
| <p>1. 本件拠出金は、第三国定住による難民受入れ事業のうち、受入れ難民の出国前支援を実施するために必要な費用であり、2008年12月の閣議了解に基づく関係府省庁連絡調整会議決定において国際移住機関(IOM)に委託することが決定されている。IOMへの拠出金としているのは、我が国として必ずしも本件事業に係る知見を十分に有していないことから、他国の第三国定住事業に協力してきたIOMに委託し、その知見と経験を生かすことが必要であるためである。</p> <p>2. 委託事業の具体的内容は、健康診断、出国前研修及び渡航関連業務である。健康診断に係る経費は、検査従事者の人件費及び検査費用であるが、そもそも健康診断は受入れ難民の選考作業の一部であり、受入れ候補者に対し、我が国への上陸拒否事由となる感染症の有無を調べるほか、我が国での自立可能性を探るものであって、本件事業全体の根幹となる作業である。また、出国前研修は、我が国における基本的な生活習慣に関するガイダンス及び日本語教育の実施に係る費用であり、キャンプでの生活が長期に及ぶ難民のカルチャーショックを和らげ、我が国において安全に生活を開始させるために効果的な事業である。さらに、渡航関連業務は、出国手続や航空運賃等に係る費用である。</p> |              |                        |             |            |         |